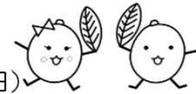


(令和5年度) 令和5年4月1日(土)～令和6年3月31日(日)



令和5年度 岡垣町学童保育所入所のご案内

岡垣町が町内に9箇所の学童保育所を開設し、NPO法人こども未来おかがきが運営しています。

4月入所の申請書の提出期限は、令和5年2月20日(月)です。

※入所希望者が、定員を超えた場合

定員を超える入所申込みがあった場合は、低学年の児童および障害のある児童を優先します。
高学年の児童は、入所出来ない場合もあります。
また、入所希望者が特定の学童保育所に片寄った場合は、抽選で入所する学童保育所を決定させていただきます。

※学童保育所利用予定の児童が、学童保育所に帰ってこないとき

保育施設の送迎バス内での園児死亡事案を受け、NPOでの児童の所在確認手順を改めました。保護者の皆様にも次のとおり、ご理解ご協力をお願いいたします。

学童保育所を利用することとなっている児童が、学童保育所に帰ってこない時は学校や同じクラスの児童に状況を確認したうえで保護者へ連絡を行います。
利用する日、しない日の確認は、家庭でも行ってください。勤務先、勤務中の保護者の皆さまに連絡をすることになりますが、児童の所在確認は安全のために必要なことです。

目次

・入所のご案内、目次	・ P1
・開設日時、対象児童、入所要件、入所申込みに必要な書類	・ P2
・申請書の提出先、提出期限、学童保育所・事務局一覧表	・ P3
・入所にあたっての注意事項、保育料基準表	・ P4～P5
・保育料	・ P6
・LINEアカウントについて	・ P7
・学童保育所利用申請書	・ P8
・同意書(スポーツ保険加入に関する同意書)	・ P9
・勤務(予定)証明書(2枚あります)	・ P10
・申立書(自営業用)	・ P11
・申立書(その他用)	・ P12
・健康の記録	・ P13
・延長保育利用申込書(利用の有無に関わらず提出してください)	・ P14
・入所要件を確認するための書類および保育料を決定するための書類一覧表	・ P15
・提出書類チェックリスト	・ P16
・封筒(提出する書類は必ず封筒に入れてください)	

※ P8～P16は提出書類です、直接またはコピーしてご利用ください。

※ P10 勤務(予定)証明は、ホームページからダウンロードされた方は1枚しかありませんので、必要枚数をコピーしてください。

開設日時

- 平日（月～金） 放課後～午後6時
- 土曜日、春・夏・冬休み、行事等の代休日 午前8時～午後6時
（土曜日の利用は木曜日までの事前予約が必要、保育料はP6参照）
- 延長保育（1）午後6時～6時30分（延長保育料1回200円 1か月最大2,000円）
（2）午後6時30分～7時（延長保育料1回200円×利用回数）
- 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）は閉所
- 一年を通しての利用を前提とします。（長期休みのみの受入れは行っていません）

開設場所

- 各小学校の敷地内（吉木・吉木第二・海老津・海老津第二・戸切）
校舎内（山田）および敷地外（山田第二、山田第三、内浦）
の学童保育所（P3参照）

対象児童

- 町内の小学校に在籍する児童

入所要件

○保護者および同居している全ての家族が、次の①～⑤のいずれかに該当するため、児童が放課後、家庭で適切な監護（保育）が受けられない。

- ① 学童保育所の開設時間に居宅外で就労または居宅内で日常の家事以外の仕事に従事している。
- ② 出産前後である。（入所期間は産前・産後各8週間）
- ③ 病気または負傷のため療養中または心身に障害を有している。
- ④ 病気や負傷のため療養、心身に障害のある方などを介護、看護している。
- ⑤ 就学や技能訓練を受けている。

※入所要件の詳細はP15を参照ください。

入所申込みに必要な書類等（令和5年度学童保育所入所申請に必要な書類）

【提出書類】 兄弟姉妹で利用の場合③④⑥は、1部でよい。
①②⑤は、この説明書に綴じているものをご利用ください。

- ①学童保育所利用申請書(P8)
- ②同意書(P9)
- ③勤務（予定）証明書(P10)・・・会社や団体等で勤務している人
申立書（自営業用）(P11)・・・自営業の人
申立書（その他用）(P12)・・・病気や介護、出産その他の人
（診断書・介護認定通知書・就学証明等を添付）
- ④保育料決定のために必要な書類（世帯全員の方のものがが必要です）
 - ・令和4年度（令和3年分）所得課税証明書（住民税額が分かるもの）
※令和3年1月2日以降に岡垣町に転入した場合は、令和3年1月1日に住民登録をしていた市町村で交付を受けてください。
 - ・生活保護証明書（生活保護を受給している方）
- ⑤健康の記録(P13)・・・アレルギー等で注意することは詳しく書いてください
- ⑥延長保育利用申込書(P14)・・・利用の有無に関わらず提出してください
- ⑦スポーツ安全保険の保険料800円・・・途中入所の場合は910円
※学童保育所での事故の場合は、この保険の範囲内で対応します。
- ⑧チェックリスト(P16頁)

提出書類はA-4判サイズ

申請書等の提出先と提出期限および問い合わせ

- 受付場所 各学童保育所、NPO事務局（山田第三学童保育所内）
- 受付時間 学童保育所 平日：13：30～18：00 土曜日：8：30～18：00
事務局 平日：9：00～18：00

- 受付期間（4月入所） 受付開始 令和4年12月12日（月）
提出期限 令和5年 2月20日（月）

※提出期限を過ぎると4月1日から入所できない場合があります。

※事務局に提出される場合は、職員が不在の場合もありますので事前に来所時間を電話でお知らせください。

（注）岡垣町役場および各小学校では、学童保育所の入所申請に関する問い合わせの受付はしていません、ご注意ください。

- 年度の途中で入所の場合 入所の7日前までに申請書を提出してください。

入所の決定

- 入所の可否、保育料額の決定通知は、NPO法人「こども未来おかがき」より送付します。
- 途中入所の場合は、原則、月初めからの入所となります。
- 月途中からの入所も出来ますが、保育料は1か月分の保育料となります。
- 保育料の滞納がある場合は、入所できません。

学童保育所・事務局一覧表

事務局・学童保育所	定員	住 所	電話番号
こども未来おかがき事務局		岡垣町東山田1-9-11（山田第三学童内）	283-0340
海老津学童保育所	70人	岡垣町海老津1-21-2	282-3855
海老津第二学童保育所	50人	岡垣町海老津1-21-3	282-3889
山田学童保育所	60人	岡垣町東山田1-16-1	283-4032
山田第二学童保育所	60人	岡垣町東山田1-9-12	283-0072
山田第三学童保育所	60人	岡垣町東山田1-9-11	283-1444
吉木学童保育所	60人	岡垣町吉木西1-17-1（1～3年生）	282-0173
吉木第二学童保育所	30人	岡垣町吉木西1-17-2（4～6年生）	282-3311
内浦学童保育所	20人	岡垣町大字内浦145（西部公民館内）	283-0344
戸切学童保育所	25人	岡垣町大字戸切1181-9	283-2429

※吉木学童は低学年、吉木第二学童は高学年と入所する学年を分けていますが、入所希望の児童数が多数になった場合は低学年児童が第二学童になる場合もあります。

※提出期限を過ぎた時点で、定員超過の学童への利用申込は待機扱いとなります。

入所にあたっての注意事項

入 所 日 令和5年4月1日（土曜日）

※途中入所は、スポーツ安全保険の手続き終了後
開所時間の変更 給食のない日や学校の行事により、開所時間を変更することがあります。

土曜日の利用 土曜日の利用は、事前に（木曜日まで）予約をしてください。

中 途 退 所 途中で退所する場合は、「学童保育所利用中止届」を提出してください。

感染症等になった時

インフルエンザ等の感染症になった時は、学童での預かりはできません。学級・学年閉鎖となったときも、対象学年・学級の児童の預かりはできません。
兄弟姉妹で学級閉鎖になっていない場合でも、学童保育所内での感染を防ぐために出来る限りご協力をお願いします。（学校閉鎖のときは、学童保育所も閉所します）

天候による学童の開閉所について

台風などの自然災害で学校が休校になった時は、学童保育所も閉所します。
但し、学校が休みで学童保育所は開所（土曜日、長期休み、行事等の代休）の時は、状況に応じて判断し保護者に連絡します。

体調不良（発熱・嘔吐・腹痛など）の場合

下校時、学校で体調不良になった児童の学童保育所の利用はできません。（学校から連絡があった時は学校までお迎えをお願いします）

但し、学童保育所に来て具合が悪くなった場合は、直ぐに保護者に連絡致しますので、お迎え等の対応をお願いします。

急病や事故等で緊急を要する場合は保護者に連絡し、指導員が直接病院に連れて行くなどの対応をします。（P9の同意書にかかりつけ医療機関を記入してください）

※入所後、勤務先や住所が変わった場合は、直ちに届けてください。急病の時に連絡が取れる様ご協力をお願いします。

年間行事について

年間の行事予定などは、各学童保育所で入所時にご案内します。

連絡帳について

連絡帳にはお便りなども入れていただきますので、毎日確認してください。

学校の宿題について

学童保育所に帰って来たら宿題をするように出来るだけ声をかけますが、強制はしません。宿題が済んでいるかどうかの確認は、ご家庭でお願いします。
学童保育所でも、土曜日や長期休みには、1時間くらいの学習時間を設けています。

昼食について

土曜日、長期休み、行事の代休等給食のない日はお弁当を持たせてください。長期休み期間に昼食作りやおやつ作りをする場合は、連絡帳にてその都度お知らせします。

持ってくるものについて（持ち物には全て名前を書いてください）

- ・着替え一式（上着・下着・服を入れる袋）・コップ（落ちてでも割れないもの）
- ・ハンカチ又はタオル（感染症予防のため毎日新しいものを持たせてください）

土曜日など児童が少ない日の合同保育

土曜日やお盆など人数が少ない場合は、複数の学童保育所が1箇所での合同保育を行うことがあります、その場合保護者の方には事前にお知らせします。

学童保育所に持ってきてはいけないもの

ゲーム機やカード、お金など個人所有の玩具等を学童保育所に持ってくることは禁止しています。（キッズ携帯などは可、ただし緊急時以外は使用しないでください）

ペットなどの動物は、アレルギーの児童などに健康被害をあたえる場合もあるため持ち込みは禁止しています。

送 迎 お迎えの時間の厳守をお願いします。

原則として必ず保護者の方のお迎えとします。それ以外の方のお迎えとなる場合は、事前に各学童保育所の指導員に必ず連絡してください。（お迎えの方の続柄、名前）

連絡が無い場合、保護者以外の方のお迎えはお断りします。

お迎えは、学童保育所の指導員に声をかけて頂き、建物入り口でお願いします。

指導員に連絡なしで連れて帰らないようにしてください。

土曜日や夏休みなどの学校休業日は、保護者の送りが原則です。

送迎時の駐車場について

◇山田学童保育所（校舎内第一学童）

西側（いまづクリニック側）の山田小学校来客用駐車場を利用してください。

学童保育所横の駐車場は学校職員の専用駐車場です、学童の送迎用ではありません。学童までの距離は約100mです。

◇海老津・海老津第二の各学童保育所

校門左側の駐車場を利用してください、学童の周囲や体育館前の駐車場は使用できません。学童までの距離は約50mです。

◇吉木・吉木第二学童保育所

校舎南側の駐車場を使用してください、学童までの距離は約30mです。

◇山田第二・山田第三、戸切、内浦の各学童保育所

学童保育所のそばに駐車場があります。

保育料

世帯全員の市町村民税の合計により、町の保育料基準に基づき決定します。

※勤務日数が少ない場合を考慮して、短期（月4日以内、月額保育料の半額）のコースを設けています（ただし、5・6・9・10・11・2月のみ）。

※保育料は次の基準表を参照ください。

【保育料基準表】 保育料は、世帯全員の市町村民税額の合計額を基に決定されます

階層区分	階層区分の定義（世帯全員の合計課税額）	月額保育料
1	生活保護法による被保護世帯	0円
2	前年度分の市町村民税 非課税世帯	3,500円
3	前年度分の市町村民税所得割課税額が48,600円未満	6,000円
4	前年度分の市町村民税所得割課税額が48,600円以上 97,000円未満	6,500円
5	前年度分の市町村民税所得割課税額が97,000円以上 169,000円未満	7,000円
6	前年度分の市町村民税所得割課税額が169,000円以上	7,500円

- ・税額は、世帯全員の合計額です。（令和5年度に学童保育所に入所される場合は令和4年度の所得課税証明書を提出してください。（**交付窓口**にこの書類を見せると間違いがありません））
- ・保育料月額は、年間を通じ同額です。（年度途中で世帯構成に変更が生じた時は変更の届出が必要です）
- ・兄弟姉妹の入所や母子世帯、障害児世帯の減免（割引）は行っていません。
- ・1ヶ月の利用日数が4日以内でよい場合、保育料は月額保育料の半額とします。
（この割引は、5・6・9・10・11・2月のみ、その他の月は実施していません、利用される場合は事前に申し出てください、その他の月は本来の保育料で利用が無い場合でもお支払いください）
- ・所得階層の認定に必要な書類を提出しない場合は、最も高い保育料額とします。

保育料の集金

保育料は、毎月第1週の火曜日、水曜日に当月分の集金をします。集金日を変更する場合は、連絡帳やお便りでお知らせします。

令和4年度（令和3年分）所得課税証明書交付場所
（令和4年1月1日に岡垣町に住居票がある方の交付場所）

- ◎役場税務課または住民環境課窓口 午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）
- ◎東部出張所窓口（東部公民館内） 午前8時30分～午後5時15分
（平日のみで正午～午後1時を除く）
- ◎岡垣町に住居登録をしている人で、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニでも証明書が取れます。
 - ・利用する時は利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁）の入力が必要です。
 - ・利用時間 6時30分から23時まで（12月29日から1月3日を除く）
 - ・利用できる場所 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなどマルチコピー機を設置している店舗（証明の年度を間違えないようにしてください）

注意：令和4年1月2日以降に岡垣町に転入された方は、令和4年1月1日に住民登録をしていた市町村で交付を受けてください。



岡垣町内の学童保育所に在籍する児童の健全で安全な保育の向上のため、LINE公式アカウントをはじめました。



臨時休所する場合などの情報は、LINEにより情報を発信しています。

新型コロナウイルス等の感染症対策のためや台風など、学童保育所を臨時に休所したり通常の保育と異なる場合があります、その際の連絡は、実施直前になる事があるため保護者のみなさんにご迷惑をおかけする場合があります。

このため、少しでも早く情報を送信することができるLINEを活用しています。入所にあたり、友だち追加をお願いしています。

こども未来おかがきからの緊急連絡を知るのに便利！！
QRコードを読み取って友だち追加。



岡垣町学童保育所指定管理者 特定非営利活動法人こども未来おかがき ☎283-0340

学童保育所利用申請書

岡垣町長 様
学童保育所指定管理者 様

令和 年 月 日

入所希望の学童に○印を付けてください。山田、海老津で第2希望があれば△印を付けてください。または両方に○印を付けて第1希望に1、第2希望に2と記入してください。吉木は低学年、吉木第二は高学年となっています。

利用学童保育所名 ・内浦・吉木・吉木第二・海老津・海老津第二
・山田・山田第二・山田第三・戸切 学童保育所

←兄弟姉妹同一保育所を希望の場合は
全ての申請書に✓を入れてください
(吉木を除く)

申請者(保護者) 〒 _____

住所 _____

(ふりがな) ()

氏 名 _____

連絡先 自宅電話番号 _____ FAX _____

携帯電話番号 _____

緊急連絡先 ①名前(続柄) () 連絡先番号 _____

②名前(続柄) () 連絡先番号 _____

※年齢は令和5年4月1日現在で記入してください
(年度途中で申請される場合は申請日現在の年齢を記入)

見 童 名	(ふりがな)	平成 年 月 日生(男・女)				
	※家族構成欄にも児童名を記入してください	※令和5年4月からの学年を記入してください				
		小学校 年 組				
家 族 構 成	氏 名	続柄	年齢	職業	勤務先	勤務先TEL

※この申請書の提出後、審査のうえ入所決定通知書を交付してからの入所となります。

NPO記入欄
継続・新規

同 意 書

岡 垣 町 長 様
学童保育所指定管理者 様

保育中における不慮の事故について、スポーツ保険及び各家庭での個人保険により、最終的に処置・解決することに同意します。

令和 年 月 日

申請者(保護者)氏名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

※兄弟姉妹がいる場合も1人1枚ずつ書いてください(コピーで可)

自宅付近地図	
	健康保険証の (記号) (番号) かかりつけの病院 (外科) TEL (内科) TEL 児童名:

勤務（予定）証明書

令和 年 月 日

岡垣町長 様
学童保育所指定管理者 様

住 所 岡垣町

勤務者

氏 名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話(自宅)

電話(携帯)

※最下段の「児童」欄についてもご記入ください。

以下証明者記入欄(証明者印を押してください)

(事業所名↓)

この者は、当 _____ において、午前 _____ 時 _____ 分より午後 _____ 時 _____ 分まで

月平均 _____ 日間勤務していることを証明いたします。

※ 勤務時間及び月平均勤務日数の記載がない場合、本書の受理は出来ません。
※ シフト制勤務の場合等、勤務時間が定まっていない場合は、欄外に追加記入してください。

1. 雇 用 期 間 : (昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和) _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ 令 和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
採用年月日 : (昭 和 ・ 平 成 ・ 令 和) _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 短期雇用等、雇用期間が定められている場合(更新が必要な場合を含む)は『雇用期間』欄(上段)、正規社員・職員等の場合で雇用が継続する場合は『採用年月日』(下欄)について、どちらか一方のみ記入してください。
※ 雇用期間が1年未満の場合は、新しく雇用が決まったらその都度、新しい勤務証明書を提出してください。
※ 育児休業中の場合は、復職年月日を採用年月日欄に記入してください。

2. 雇 用 主 : 住所・所在地
(証 明 者) 役 職 ・ 氏 名
電 話 番 号

印

3. 休 業 実 施 状 況 :
①週休二日 実施 ・ 未実施
②年末年始 実施 (12月 _____ 日 ~ 1月 _____ 日) ・ 未実施
③盆休暇 実施 (8月 _____ 日 ~ 8月 _____ 日) ・ 未実施

児 童	氏 名	学年 _____ 年生
	氏 名	学年 _____ 年生
	学童保育所	<input type="checkbox"/> 内浦 <input type="checkbox"/> 吉木 <input type="checkbox"/> 吉木第二 <input type="checkbox"/> 海老津 <input type="checkbox"/> 海老津第二 <input type="checkbox"/> 山田 <input type="checkbox"/> 山田第二 <input type="checkbox"/> 山田第三 <input type="checkbox"/> 戸切

申 立 書 (自営業用)

岡垣町長 様
学童保育所指定管理者 様

以下について、詳しく記入してください。

(1) 商業	種 類	屋 号
	従業員数	人(うち家族従事者数 人)
	休業日等	日/月(曜日)
(2) 農業	規 模	水 稻 ha
		その他 ha(作物名:)
		家族従事者数 人
(3) 漁業	船舶保有の有無	有・無
	家族従事者数	人
(4) その他	種 類	屋 号
	従業員数	人(うち家族従事者数 人)
	休業日等	日/月(曜日)

上記(1)～(4)の事業に 従事する月平均日数及び時間	月平均 日
	(午前/午後) : ~ (午前/午後) :

上記のとおり申し立てます。

今後、上記の状況が変わった場合には、早急にその旨を届け出ます。

令和 年 月 日

住 所	岡垣町
氏 名	 ※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話(自宅)	
電話(携帯)	
児 童	氏 名 学年 年生
	氏 名 学年 年生
学童保育所	<input type="checkbox"/> 内浦 <input type="checkbox"/> 吉木 <input type="checkbox"/> 吉木第二 <input type="checkbox"/> 海老津 <input type="checkbox"/> 海老津第二 <input type="checkbox"/> 山田 <input type="checkbox"/> 山田第二 <input type="checkbox"/> 山田第三 <input type="checkbox"/> 戸切

申 立 書 (その他用)

岡垣町長 様
学童保育所指定管理者 様

児童を家庭で保育できない理由を詳しく記入してください。

(疾病・障害・看護・介護・就労・技能訓練・出産のため申請する方はこの申立書に15頁の証明書類を添付してください)

※所得課税証明書および勤務証明書の提出で下記に該当する方は□の中に✓を入れてください。

この場合、民生委員の証明はいりません。

A□ 私は、明らかに階層区分6階層に該当するので、所得課税証明書は提出しません。

B□ 私は、令和5年 月 から()に勤務する予定です。勤務日数は(月平均 日)
勤務時間は(時から 時まで)。現在は、勤務証明が取れませんので、勤務証明書は4月に提出します。【4月に勤務証明が提出されない場合は、4月末で退所となります】
※年度途中から入所の場合は入所する月からの証明となります、正式な勤務証明が提出されない時は入所月で退所となります。

上記のとおり申し立てます。

今後、上記の状況が変わった場合には、早急にその旨を届け出ます。

令和 年 月 日

住 所	岡垣町
氏 名	※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話(自宅)	
電話(携帯)	
児 童	氏 名 年 生
	氏 名 年 生
学童保育所	<input type="checkbox"/> 内浦 <input type="checkbox"/> 吉木 <input type="checkbox"/> 吉木第二 <input type="checkbox"/> 海老津 <input type="checkbox"/> 海老津第二 <input type="checkbox"/> 山田 <input type="checkbox"/> 山田第二 <input type="checkbox"/> 山田第三 <input type="checkbox"/> 戸切

※上記A□B□欄に該当する方、および疾病・介護・就学・出産等の理由で申請される方で証明書類の添付がある場合は民生委員の証明は必要ありません。

民生委員意見欄

上記申し立てのとおり相違ありません。

令和 年 月 日 民生委員 氏 名



意見記入欄

健康の記録

児童名	男・女	生年月日	平成	年	月	日
保護者名				平熱	度	
住所	岡垣町					
緊急連絡先 (連絡先が携帯電話の場合でも、仕事、職場などが変わった時は必ずお知らせください)						
①名前・(続柄)・電話番号		()		☎		
②名前・(続柄)・電話番号		()		☎		
かかりつけの病院 (病院名と電話番号を記入してください)						
①内科		☎				
②外科		☎				
③その他		☎				
体質等について(当てはまる番号全てに○を付けてください) ※年齢は最終の歳を記入してください。						
1 胃腸が弱い		6 ぜんそくを起こしやすい				
2 熱を出しやすい		7 お腹をこわしやすい				
3 ひきつけを起こしたことがある(歳 のとき)		8 下痢をしやすい				
4 貧血を起こしやすい		9 鼻血を出しやすい				
5 てんかんを起こしたことがある(歳 のとき)		10 その他()				
アレルギー等について						
食品や薬物、花粉などのアレルギーがありますか。		1 ある		2 ない		
※ある場合は具体的に記入してください。						

以下は新規に入所する児童のみ記入してください。

日常生活について(当てはまる番号全てに○を付けてください)						
言語	1 普通に会話ができる	3 片言や身振りで話す				
	2 単語程度で意思を伝える	4 話せないが相手の言うことはわかる				
遊び	1 誰とでも積極的に遊ぶ	4 1人で遊ぶことを好む				
	2 相手から誘われると一緒に遊ぶ	5 同じ遊びをしたがる				
	3 親や兄弟など近い人としか遊ばない	6 激しい運動はできない				
集団	1 指示に従い集団行動ができる	3 指示に従えず、集団からはずれることがある				
	2 大人が側にいると集団行動ができる	4 集団の中に入りたがらない				
食事	1 箸でこぼさずに食べられる	3 好き嫌いなく食べる				
	2 箸よりスプーンの方が上手に食べられる	4 偏食がある				
排泄	1 全て自分でできる	3 遊びに夢中になり失敗することがある				
	2 他人の助けがあればできる	4 夜はおむつが必要な時がある				
着脱衣	1 全て自分でできる	4 全てに助けが必要				
	2 簡単な物は自分でできる	5 脱いだ物はきちんとたたむことができる				
	3 小さなボタンは留められない	6 脱いだ物はそのまま放置している				
手帳の有無について(身体障害者手帳または療育手帳を持っていますか) 1 持っている 2 持っていない						
①手帳の種類[]		②障害名[]				
③障害の程度(記入例)1種1級、A1など[]						

延長保育利用申込書

令和 年 月 日

岡垣町長 様
学童保育所指定管理者 様

所属学童保育所(○で囲んでください)

- ・海老津 ・海老津第二
- ・山田 ・山田第二 ・山田第三
- ・吉木 ・吉木第二
- ・戸切 ・内浦

保護者氏名

令和5年度の延長保育の利用について下記の通り申込みます。

※延長保育の受入にはスタッフの確保が必要になります、そのための申込書で
す、利用予定が 有る・無しに関わらず提出してください。

利用しないを選んで提出しても再度申請書を提出すれば延長保育の利用は
出来ます。

(1) 延長保育利用の有無

児童名	学年	該当する方に○を記入してください	
		延長保育を利用する	延長保育を利用しない
	年		
	年		
	年		
	年		

(2) 利用事由(○をつけてください)

- ・ 保護者の就労
- ・ 保護者又は家族の通院等
- ・ 家族の看護・介護等
- ・ その他()

(3) 利用する延長保育(○をつけてください)

・午後6時から6時30分まで

保育料は1回200円×利用日数が1か月の延長保育料です。但し、10回以上
利用しても最大2,000円/月です。

・午後6時から7時まで

保育料は6時～6時30分延長分の1回200円×利用日数が1か月の延長保育料
(但し10回以上利用しても最大2,000円)と、6時30分～7時延長分 1回200円×
利用日数(こちらは上限がありません)の合計額となります。

入所要件を確認するための書類および保育料を決定するための書類一覧表

(1) 保護者(同居者)等の状況(入所要件を満たしているか)を確認するために提出していただく書類
(世帯の保護者など同居しているすべての人が下記のいずれかに該当している必要があります)

※ただし、世帯の中で令和5年4月1日現在、70歳以上および18歳未満の人は提出の必要はありません。

保護者等の状況	入所要件(入所するために必要な保護者、同居者の条件です) 必要書類(入所要件、保育料の決定、児童の健康状態などを確認するための書類です)
就労により保育が困難なとき 企業や団体等に勤務している人 (勤務証明書 P10)	企業や団体などに雇用され就労している人で学童保育所の開所時間(13時～18時)内に就労しているため児童の保育が出来ない場合、1カ月60時間以上の就労を原則とします。 ※4月1日以降の勤務内容を証明したものがが必要です、4月以降の勤務内容の証明が取れない場合は、P12申立書(その他用)を提出し、4月中に勤務証明書を提出してください。 勤務証明書(P10の学童保育所申込用勤務(予定)証明書)に勤務先で証明を受けてください。 ※勤務先企業などで専用の就労証明書がある場合はそれを提出してください。 ※勤務先が内定しているが、まだ勤務していないので勤務証明が取れない場合はP12の申立書(その他用)B欄□内に☑を記入いただき提出してください、この場合就職後すみやかに勤務証明を提出してください、提出が無い時は入所は1か月間のみで退所となります。
就労により保育が困難なとき 自営業や企業の代表の人 (申立書・自営業用 P11)	自らが代表者として企業などの運営をしている人や個人経営のため児童の保育が出来ない場合。 申立書(P11の学童保育所申込用申立書(自営業用))
疾病・障害 により保育が困難なとき (申立書・その他用 P12)	保護者が病気やけがで療養が必要な人、または精神的・身体的に障害を有しているため児童の保育が出来ない場合。 医師からの診断書(3か月以内のもの)または身体障害者手帳等、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳などの写し(発行年月日、障害の名称が分るもの)
看護・介護 により保育が困難なとき 親族等の看護や介護をしている人 (申立書・その他用 12頁)	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がおり、学童保育所の開所時間にその人の看護・介護にあたっているため児童の保育が出来ない場合。 ①被看護者、被介護者の医師からの診断書(3か月以内のもの)または身体障害者手帳等の写し ②看護または介護にあたっていること及びスケジュールが分る書類の写し
就学または技能訓練 により保育が困難なとき 技能取得のために職業訓練校などに通学している人 (申立書・その他用 P12)	保護者が就学の為、学校や職業訓練校などに通学している人で、学童保育所の開所時間に就学等のため児童の保育が出来ない場合。 ①在学期間の記載のある在学証明書のコピー ②合格通知書の写し、授業カリキュラム(時間割表)が分る書類の写し
出産により保育が困難なとき (申立書・その他用 P12)	出産の為、予定日の産前8週・産後8週の日が属する月の期間入所できます。 ①母子手帳等のコピー ②母の氏名及び、分娩予定日の記載のあるもの ※育児休業中は入所要件に該当しません
その他特別な理由により 保育が困難と認められるとき (申立書・その他用 P12)	家庭において十分に児童の保育が出来ない状況にあると認められる場合 (NPOでは判断出来ないので役場こども未来課に相談してください)

(2) 保育料を決定するために必要な書類

※同居世帯全員(70歳以上、または18歳未満で所得がある人を含む)の方の提出をお願いします

①所得課税証明書 令和4年度(令和3年分)所得課税証明書

②生活保護証明書 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 水巻支所で証明を受けてください。

※提出がない場合は、最も高い保育料となります。なお保育料が最高額になることが明らかなため証明書を提出されない方は、P12の申立書(その他用)A欄□内に☑を記入いただき提出をお願いします。

(3) 同居とは、同一の敷地(建物)内に居住していることで、住民登録上の世帯分離とは異なります。

提出書類チェックリスト(令和5年度申請用)

提出前に今一度、書類の不足や記入まちがい等がないか確認してください。

- ※1 申請書は必要な書類全てが揃っていないと受理出来ません。
- ※2 兄弟姉妹の申請の場合は、下記の2番と3番は各1部(児童1人分のみ)提出してください。
- ※3 書類は封筒に入れて提出してください(このチェックリストも同封してください)
- ※4 勤務(予定)証明書の証明者(雇用主又は雇用の管理責任者等)印は必ず押してください。
- ※5 提出書類の申請者(保護者)印は必要ありません、ただし本人が手書きしない場合は記名押印が必要です。

番号	書類の名称	頁	特記事項	確認	
1	利用申請書 学童保育所利用申請書 (入所児童1人1枚)	8	家族欄にも児童名を記入してください		
	同意書 (入所児童1人1枚)	9	申請者(保護者)が手書きしない場合は記名押印が必要		
2	※70歳以上および18歳未満(令和5年4月1日現在)の方は提出の必要はありません				
	入所要件を証明する書類	勤務(予定)証明書 (同居世帯全員の方)	10	勤務者欄と一番下の児童欄は保護者の方が、その他は雇用者が記入することになっています ※要証明印(自営業の方はP11の申立書を提出してください)	
		申立書(自営業用) (同居世帯全員の方)	11	申請者(保護者)が手書きしない場合は記名押印が必要	
		申立書(その他用) 疾病・介護・看護・技能訓練 出産等のため申請する方	12	P12の申立書に申請理由を記載し、P15に記載の証明書を添付してください。証明書の添付がある方は民生委員の証明は必要ありません	
申立書(その他用) ①保育料が最高額のため世帯 全員の所得課税証明書を提出 しない方 ②勤務証明や自営の申立書 が提出できない方		12	※民生委員の証明は必要ありません ①所得課税証明書を提出されない方は、A□欄に✓を(保育料は7,500円となります) (年度途中から入所の場合はその月から) ②4月から勤務予定の方で、申請時に証明が取れない方はB□欄に✓を(勤務先、勤務時間は必ず記入ください)		
3	※家族全員(70歳以上の方、および18歳未満で所得のある方も含む)の証明書が必要です				
	に保育料料納の書決定	所得課税証明書 (課税額が0円の場合も必要です)		令和4年度(令和3年分)所得課税証明書 ★年度と書類の名称をまちがえないように ※同時に町内の保育所、保育園に入所申請をする方はコピーでも可、但し証明年度が違う場合は原本を提出(今年度の学童保育所の利用申請は年間を通し令和4年度の証明が必要です、ご注意ください)	
生活保護証明書			生活保護受給者の方		
4	保育に必要なもの	健康の記録	13	アレルギーや薬を服用している場合は具体的に	
5		延長保育料利用申込書	14	延長保育の利用をしない方も提出してください	
6		スポーツ安全保険の保険料		800円(4月入所の人) 910円(5月以降年度途中入所の人) ※本来個人で加入していただくものを、NPOが取りまとめて加入手続きを行います、NPOの領収書は発行しません ※保険料は変更されることもあります	
7	提出書類チェックリスト		16	最後にもう一度書類に記入漏れや必要な書類が揃っているかご確認ください。	

年度途中での入所を希望される場合

※年度途中で入所の場合、スポーツ保険の加入手続きや書類審査など1週間程度時間を要します。

※入所が決定した場合は、入所決定通知と保育料決定通知を郵送します。